

成人式のあり方に関するアンケート調査について

本町では、本年4月の民法改正による成人年齢引き下げに伴い、令和5年度（第77回）以降の成人式の対象年齢を18歳に引き下げること検討しています。

この度、広く町民の皆さんから成人式についてのご意見を頂くため、アンケートを実施します。

本紙に折り込まれているアンケート用紙でご回答いただき、下記提出先にFAXまたは持参してください。

また、インターネットからは回答フォームも利用できますので、ご協力をお願いします。

■調査期間 8月31日(火) ※必着 ■回答フォーム <https://logoform.jp/f/CAJOW>

■提出・問合せ先 生涯学習課(生涯学習センター内) TEL75-2146 FAX75-0750



回答フォーム



低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

詳しくは町ホームページをご覧ください。

【ひとり親世帯分】

■支給対象者

- ①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- ②公的年金などを受けていることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方
※公的年金とは遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償 など
- ③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

■支給額

児童1人当たり 6万円（国の事業分5万円＋北海道の事業分1万円）

■申請方法

上記①の方は、届け出のあった口座へ6月30日に振り込み済みです。

上記②、③に該当する方は、令和5年2月28日(火)までに下記担当へ申し出ください。

※現在、児童扶養手当の申請をされていない方でも対象になる場合がありますので、内容をご確認ください。

【ひとり親世帯以外の世帯分】

■支給対象者

- ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方
- ②対象児童（令和4年3月31日時点で18歳未満の子（特別児童扶養手当の算定基礎となっている場合は、20歳未満））の養育者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方
- ③令和4年1月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となった方
- ④令和5年2月末までに生まれた新生児分の児童手当などの支給を受ける方で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方

■支給額

児童1人当たり 6万円（国の事業分5万円＋北海道の事業分1万円）

■申請方法

上記①の方は、届け出のあった口座へ7月25日に振り込み済みです。

上記②、③に該当する方は、令和5年2月28日(火)までに下記担当へ申し出ください。

上記④に該当する方は、令和5年3月15日(火)までに下記担当へ申し出ください。

町ホームページ検索キーワード

子育て世帯生活支援特別給付金



問合せ／福祉課 こども・子育て担当（内線1314）